

「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（案）」及び「個人ばく露測定講習
規程（案）」について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正等の趣旨

- 令和6年4月1日から施行される、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の
 - ・ 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条の3の2第4項第1号及び第5項第1号、
 - ・ 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）第52条の3の2第4項第1号及び第5項第1号、
 - ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第36条の3の2第4項第1号及び第5項第1号、
 - ・ 粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第26条の3の2第4項第1号及び第5項第1号において、事業者に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条第1項に規定する作業環境測定の結果により第三管理区分に区分された場所について、作業環境管理専門家（事業場における作業環境の管理について必要な能力を有すると認められる者をいい、当該第三管理区分に区分された場所を有する事業場に属さない者に限る。）の意見を聴き、環境の改善が困難と判断された場合等は、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う方法等により有機溶剤等の濃度の測定を行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けている。
- また、事業者は、特化則第38条の21第2項及び第4項により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等は、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行い、同条第7項により、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられている。
- これら有機則第28条の3の2第4項第1号及び第5項第1号等の規定による第三管理区分に区分された場所における測定並びに特化則第38条の21第2項及び第4項に基づく測定（以下「個人ばく露測定」という。）は、いずれも労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるために、労働者がばく露する有機溶剤等の濃度を評価するためのものであるが、個人ばく露測定を行う者の要件が定められておらず、その測定精度が担保される仕組みとなっていないところである。
- このため、今般、「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」（令和5年11月21日公表）を踏まえ、有機則、鉛則、特化則及び粉じん則に規定する個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を行う者の要件を定める等の所要の改正を行うとともに、当該要件の中で、修了が必要な講習の講習科目の範囲及び時間等を定める。

2. 改正等の概要

(1) 有機則、鉛則、特化則及び粉じん則の一部改正

個人ばく露測定については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならないことを事業者に義務付ける。

(i) デザイン及びサンプリング

作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）第 2 条第 4 号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はそれと同等以上の能力を有する者

(ii) サンプリング（(i) に定める者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）

都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

(iii) 分析

個人ばく露測定により測定しようとする化学物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保持する者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 作環法第 2 条第 5 号に規定する第一種作業環境測定士

ロ 作環法第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る 1 級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析に限る。）

(2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）の一部改正

(1) (i) 及び (ii) の講習を行う者を「登録個人ばく露測定講習機関」とし、当該機関の登録基準等を定める。

(3) 講習科目の範囲及び時間等に係る告示の制定

(1) (i) 及び (ii) の講習科目の範囲及び時間を別紙のとおり定め、講習科目の受講の一部免除及び修了試験について定める。

(4) その他

旧様式による用紙は、当分の間、取り繕って使用することができるなどの経過措置を設けるほか、所要の改正を行う。

3. 根拠法令

(1) 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（案）について

安衛法第 27 条第 1 項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項

(2) 個人ばく露測定講習規程（案）について

本改正省令による改正後の有機則第 28 条の 3 の 4 第 2 項、鉛則第 52 条の 3 の 4 第 2 項、特化則第 36 条の 3 の 4 第 2 項、登録省令第 1 条の 2 の 44 の 19 第 1 項第 2 号及び粉じん則第 26 条の 3 の 4 第 2 項

4. 施行期日等

公布（告示）日：令和 6 年 3 月下旬（予定）

施行（適用）期日：2（2）、（3）、（4）の一部 令和 6 年 7 月 1 日

2（1）、（4）の一部 令和 8 年 10 月 1 日